

不利益処分の処分基準

処 分 名		闘争・泥酔等の場合の給付制限		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 61 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 12 条		
	基 準	1 被保険者が、闘争・泥酔・著しい不行跡により、疾病・負傷したとき。 ○同法第 61 条 療養の給付等を行わない。 ◎保険事故としての疾病・負傷の程度や範囲は、診療の必要性に関する医学上の客観的判断による。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				